

○「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）

改 正 後	改 正 前
<p><u>第一編</u> 総則</p> <p><u>1-1-1</u> 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「規則」という。）第1条第1項第1号に規定する指定国際会計基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、<u>連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書</u>に相当するものは、指定国際会計基準に定める連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書をいうものとし、同項に規定する修正国際基準により作成が求められる連結貸借対照表、<u>連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書</u>に相当するものは、修正国際基準に定める連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書をいうものとする。</p> <p><u>1-1-2</u> 規則第1条第1項第2号に規定する指定国際会計基準により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書は、指定国際会計基準に定める連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結持分変動計算書をいうものとし、同号に規定する修正国際基準により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書は、修正国際基準に定める連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結持分変動計算書をいうものとする。</p> <p><u>1-1-3</u> 規則第1条第1項第3号に規定する指定国際会計基準により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものは、指定国際会計基準に定める連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書をいうものとし、同号に規定する修正国際基準により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものは、修正国際基準に定める連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書をいうものとする。</p> <p><u>第二編</u> 連結財務諸表 <u>第一章</u> 総則</p>	<p><u>第一章</u> 総則</p> <p><u>1-1</u> 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「規則」という。）第1条第1項に規定する指定国際会計基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、<u>連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書</u>に相当するものは、指定国際会計基準に定める連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書をいうものとし、同項に規定する修正国際基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、<u>連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書</u>に相当するものは、修正国際基準に定める連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書をいうものとする。</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p> <p>[編を加える。]</p>

13-5 規則第13条第5項に規定する事項については、次の点に留意する。

1 財務諸表等規則ガイドライン8の2の3の1の取扱いは、規則第13条第5項に規定する事項について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の2の3の1中「財務諸表の」とあるのは「連結財務諸表の」と、「財務諸表作成のための」とあるのは「連結財務諸表作成のための」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

2 [略]

3 財務諸表等規則ガイドライン8の2の3の3 ((5)②及び(8)②を除く。)の取扱いは、2の(1)から(10)までに例示されている会計方針の記載について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の2の3の3中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。

4 [略]

13の2 財務諸表等規則ガイドライン8の2の4の取扱いは、規則第13条の2に規定する重要な会計上の見積りに関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の2の4の3中「財務諸表の」とあるのは「連結財務諸表の」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

69の3 規則第69条の3に規定する連結損益及び包括利益計算書については、様式1により作成するものとする。

### 第三編 第一種中間連結財務諸表

#### 第一章 総則

95-2 5-2の取扱いは、規則第95条第2項に規定する事項について準用する。この場合において、5-2中「翌連結会計年度」とあるのは「当該第一種中間連結財務諸表に係る中間連結会計期間が属する連結会計年度」と読み替えるものとする。

95-3 5-3の取扱いは、規則第95条第3項に規定する事項について準用する。

96 規則第96条に規定する比較情報に関しては、以下の点に留意する。

1 当中間連結会計期間に係る第一種中間連結財務諸表において記載されたすべての数値について、原則として、前連結会計年度及び前中間連結会計期間に係る数値を含めなければならない。

2 当中間連結会計期間に係る第一種中間連結財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前連結会計年度及び前中間連結会計期間に係る定性的な情報を含めなければならない。

13-5 規則第13条第5項に規定する事項については、次の点に留意する。

1 財務諸表等規則ガイドライン8の2の1の取扱いは、規則第13条第5項に規定する事項について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の2の1中「財務諸表の」とあるのは「連結財務諸表の」と、「財務諸表作成のための」とあるのは「連結財務諸表作成のための」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

2 [同左]

3 財務諸表等規則ガイドライン8の2の3 ((5)②及び(8)②を除く。)の取扱いは、2の(1)から(10)までに例示されている会計方針の記載について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の2の3中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。

4 [同左]

13の2 財務諸表等規則ガイドライン8の2の2の取扱いは、規則第13条の2に規定する重要な会計上の見積りに関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の2の2の3中「財務諸表の」とあるのは「連結財務諸表の」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

69の3 規則第69条の3に規定する連結損益及び包括利益計算書については、別紙様式により作成するものとする。

[編を加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

98 10-1の取扱いは、規則第98条第1項に規定する事項について準用する。 [加える。]

100 12-1の取扱いは、規則第100条に規定する中間決算日の異なる子会社について準用する。この場合において、12-1中「連結決算日」とあるのは、「中間連結決算日」と読み替えるものとする。 [加える。]

101 規則第101条の規定による注記については、次の点に留意する。 [加える。]

- 1 第一種中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項には、第一種中間連結財務諸表作成の基礎となっている各連結会社の中間財務諸表の作成に係る会計方針を含むものとする。
- 2 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更は、会計方針の変更に該当しないことに留意する。
- 3 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更が、中間連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合には、当該連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて注記するものとする。
- 4 連結子会社の中間会計期間の末日と中間連結決算日との間に3ヵ月を超えない差異がある場合において、規則第100条本文の規定による中間決算を行うか否かに係る変更を行ったときは、次に掲げる事項を注記するものとする。ただし、(3)に該当する事項は注記しないことができる。
  - (1) 当該変更を行った旨
  - (2) 当該変更の理由
  - (3) 当該変更が連結財務諸表に与えている影響
- 5 連結子会社の決算日に変更があり、かつ、当該変更が第一種中間連結財務諸表提出会社の中間連結損益計算書に重要な影響を与える場合には、当該変更があった旨及び当該変更の内容を注記するものとする。

102 財務諸表等規則ガイドライン131の取扱いは、規則第102条及び第103条に規定する会計方針の変更に関する注記について準用する。 [加える。]

107 規則第107条に規定する第一種中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理とは、「中間財務諸表に関する会計基準」にいう中間特有の会計処理（原価差異の繰延処理及び税金費用の計算）をいうものとする。 [加える。]

108 財務諸表等規則ガイドライン8の4の取扱いは、規則第108条に規定する重要な後発事象の注記について準用する。 [加える。]

109 規則第109条に規定する事項には、指定法人にあっては規則第171条及び第172条の規定により注記することとされている事項に相当する事項が含まれることに留意する。 [加える。]

111 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2（6を除く。）、8の6 [加える。]

の2-1-3（3から6までを除く。）及び8の6の2-4の取扱いは、規則第111条に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2中「貸借対照表に」とあるのは「中間連結貸借対照表に」と、「貸借対照表の」とあるのは「中間連結貸借対照表の」と、8の6の2-1-3中「貸借対照表の」とあるのは「中間連結貸借対照表の」と読み替えるものとする。

112 財務諸表等規則ガイドライン139の取扱いは、規則第112条に規定する有価証券に関する注記について準用する。 [加える。]

113-1 財務諸表等規則ガイドライン140-1の取扱いは、規則第113条第1項に規定するデリバティブ取引に関する注記について準用する。 [加える。]

114 規則第114条から第116条まで及び第119条に規定する注記とは、「企業結合に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん及び支配等の用語は、「企業結合に関する会計基準」に定める企業結合日、のれん及び支配等の用語をいうものとする。 [加える。]

114-1-1 財務諸表等規則ガイドライン8の17-1-1の取扱いは、規則第114条第1項第1号に掲げる「企業結合の概要」に係る注記について準用する。 [加える。]

115-1-1 財務諸表等規則ガイドライン8の20-1-1の取扱いは、規則第115条第1項第1号に掲げる「取引の概要」に係る注記について準用する。 [加える。]

117 規則第117条及び第118条に規定する注記は、「事業分離等に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語は、「事業分離等に関する会計基準」に定める事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語をいうものとする。 [加える。]

また、15の16-1-1から15の16-1-4までの取扱いは、規則第117条に規定する事業分離における分離元企業の注記について準用する。この場合において、15の16-1-2中「持分変動差額の金額」とあるのは「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第147条第1項第2号に掲げる事項」と読み替えるものとする。

119 15の18-1-1及び15の18-1-2の取扱いは、規則第119条において準用する第15条の18第1項第1号に掲げる「子会社が行った企業結合の概要」及び同項第2号に掲げる「実施した会計処理の概要」に係る注記について準用する。 [加える。]

120 財務諸表等規則ガイドライン149の取扱いは、規則第120条に規定する継続企業の前提に関する注記について準用する。 [加える。]

121 財務諸表等規則ガイドライン152の取扱いは、規則第121条に規定する収益認識に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン152中「第一種中間財務諸表」とあるのは「第一種中間連結財務諸表」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「第一種中間財務諸表提出会社」とあるのは「第一種中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。 [加える。]

## 第二章 中間連結貸借対照表

129-1-2 23-1-2の取扱いは、規則第129条第1項第2号に規定する受取手形、売掛金及び契約資産について準用する。 [加える。]

129-1-4 財務諸表等規則ガイドライン17-1-7の取扱いは、規則第129条第1項第4号から第6号までに規定する項目の区分について準用する。 [加える。]

133 財務諸表等規則ガイドライン164の取扱いは、規則第133条の規定について準用する。 [加える。]

136 財務諸表等規則ガイドライン167の取扱いは、規則第136条第1項に規定する投資その他の資産について準用する。 [加える。]

143-1-1 37-1-1の取扱いは、規則第143条第1項第1号に規定する支払手形及び買掛金について準用する。 [加える。]

144-1-3 38-1-5の取扱いは、規則第144条第1項第3号の引当金について準用する。 [加える。]

145 財務諸表等規則ガイドライン175の取扱いは、規則第145条に規定する偶発債務の注記について準用する。 [加える。]

156 規則第156条の規定は、規則第154条の規定による記載をしない場合にも適用があることに留意する。 [加える。]

## 第三章 中間連結損益計算書

159 財務諸表等規則ガイドライン72-1の取扱いは、規則第159条に規定する売上高の表示方法について準用する。 [加える。]

160 財務諸表等規則ガイドライン188の取扱いは、規則第160条に規定する売上原価の表示方法について準用する。 [加える。]

162 財務諸表等規則ガイドライン190の取扱いは、規則第162条に規定する販売費及び一般管理費の表示方法について準用する。 [加える。]

171 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2及び95の5の3の取扱いは、規則第171条に規定する1株当たり中間純損益金額に関する注記及び第172条に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン95の5の3の2(2)中「普通株式増加数の主な内訳」とあるのは「普通株式増加数」と、同(3)中「その旨、潜在株式の種類及び潜在株式の数」とあるのは「前連結会計年度末から重要な変動がある場合にはその概要」と読み替えるものとする。

[加える。]

177 規則第177条の規定は、規則第176条の規定による記載をしない場合にも適用があることに留意する。

[加える。]

#### 第四章 中間連結包括利益計算書

179 規則第179条に規定する中間連結損益及び包括利益計算書については、様式2により作成するものとする。

[加える。]

#### 第六章 株主資本等に関する注記

188 規則第188条に規定する「主な変動事由」とは、例えば、次に掲げるものをいう。なお、主な変動事由の金額を記載する場合には、概算額によることを妨げない。

[加える。]

- 1 新株の発行又は自己株式の処分
- 2 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当  
ただし、配当に関する注記を参照することとした場合には、省略することを妨げない。
- 3 自己株式の取得
- 4 自己株式の消却
- 5 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少
- 6 連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動（連結子会社又は持分法適用会社の増加又は減少）

### 第四編 第二種中間連結財務諸表

[編を加える]

#### 第一章 総則

191-2 5-2の取扱いは、規則第191条第2項に規定する事項について準用する。この場合において、5-2中「翌連結会計年度」とあるのは「当該第二種中間連結財務諸表に係る中間連結会計期間が属する連結会計年度」と読み替えるものとする。

[加える。]

191-3 5-3の取扱いは、規則第191条第3項に規定する事項について準用する。

[加える。]

<p><u>192</u> 規則第192条に規定する比較情報に関しては、以下の点に留意する。</p> <p>1 当中間連結会計期間に係る第二種中間連結財務諸表において記載されたすべての数値について、原則として、前連結会計年度及び前中間連結会計期間に係る数値を含めなければならない。</p> <p>2 当中間連結会計期間に係る第二種中間連結財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前連結会計年度及び前中間連結会計期間に係る定性的な情報を含めなければならない。</p>	[加える。]
<p><u>194-1</u> 10-1の取扱いは、規則第194条第1項に規定する事項について準用する。</p>	[加える。]
<p><u>196</u> 12-1の取扱いは、規則第196条に規定する中間決算日の異なる子会社について準用する。この場合において、12-1中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と読み替えるものとする。</p>	[加える。]
<p><u>197-1</u> 13-1の取扱いは、規則第197条第1項に規定する事項について準用する。</p>	[加える。]
<p><u>197-1-4</u> 13-1-4の取扱いは、規則第197条第1項第4号に規定する会計方針に関する事項について準用する。この場合において、13-1-4中「連結財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。</p>	[加える。]
<p><u>197-2-4</u> 財務諸表等規則ガイドライン8の9-2の取扱いは、規則第197条第2項第4号に規定する事項について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の9-2の3中「当事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と読み替えるものとする。</p>	[加える。]
<p><u>197-4</u> 13-4の取扱いは、規則第197条第4項に規定する事項について準用する。</p>	[加える。]
<p><u>197-5</u> 規則第197条第5項に規定する事項については、次の点に留意する。</p> <p>1 財務諸表等規則ガイドライン8の2の3の1の取扱いは、規則第197条第5項に規定する事項について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の2の3の1中「財務諸表の」とあるのは「第二種中間連結財務諸表の」と、「財務諸表作成のための」とあるのは「第二種中間連結財務諸表作成のための」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。</p> <p>2 会計方針には、例えば次の事項が含まれるものとする。</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p>	[加える。]

- (3) 重要な引当金の計上基準
  - (4) 退職給付に係る会計処理の方法
  - (5) 重要な収益及び費用の計上基準
  - (6) 第二種中間連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の中間財務諸表の作成に当たって採用した外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
  - (7) 重要なヘッジ会計の方法
  - (8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
  - (9) その他第二種中間連結財務諸表作成のための重要な事項
- 3 財務諸表等規則ガイドライン8の2の3の3 ((5)②及び(8)②を除く。)の取扱いは、2の(1)から(9)までに例示されている会計方針の記載について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の2の3の3中「財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。
- 4 2の(4)に記載する退職給付に係る会計処理の方法には、退職給付見込額の期間帰属方法並びに数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法が含まれることに留意する。

198 規則第198条の規定による注記については、次の点に留意する。

- 1 第二種中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項には、第二種中間連結財務諸表作成の基礎となっている各連結会社の中間財務諸表の作成に係る会計方針を含むものとする。
- 2 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更は、会計方針の変更に該当しないことに留意する。
- 3 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更が、中間連結会計期間の属する連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合には、当該連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて注記するものとする。
- 4 連結子会社の決算日に変更があり、かつ、当該変更が第二種中間連結財務諸表提出会社の中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書に重要な影響を与える場合には、当該変更があった旨及び当該変更の内容を注記するものとする。

199 財務諸表等規則ガイドライン213の取扱いは、規則第199条及び第200条に規定する会計方針の変更に関する注記について準用する。

201 財務諸表等規則ガイドライン215の取扱いは、規則第201条に規定する表示方法の変更に関する注記について準用する。

205 財務諸表等規則ガイドライン8の4の取扱いは、規則第205条に規定する重要な後発事象の注記について準用する。

206 規則第206条に規定する事項には、指定法人にあっては規則第262条及び規

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]



則第283条の規定により注記することとされている事項に相当する事項が含まれることに留意する。

208 財務諸表等規則ガイドライン8の6から8の6-2までの取扱いは、規則第208条に規定するリース取引に関する注記について準用する。 [加える。]

209 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2から8の6の2-5までの取扱いは、規則第209条に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2中「貸借対照表に」とあるのは「中間連結貸借対照表に」と、「貸借対照表の」とあるのは「中間連結貸借対照表の」と、8の6の2-1-3中「貸借対照表の」とあるのは「中間連結貸借対照表の」と、「当事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と、「当該事業年度」とあるのは「当該中間連結会計期間」と、「貸借対照表日」とあるのは「中間連結決算日」と、「評価・換算差額等」とあるのは「その他の包括利益」と、8の6の2-5中「当事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と、「評価・換算差額等」とあるのは「その他の包括利益」と、「貸借対照表日」とあるのは「中間連結決算日」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と読み替えるものとする。 [加える。]

210 財務諸表等規則ガイドライン8の7-1の取扱いは、規則第210条に規定する有価証券に関する注記について準用する。 [加える。]

211 財務諸表等規則ガイドライン8の8の取扱いは、規則第211条に規定するデリバティブ取引に関する注記について準用する。 [加える。]

212 財務諸表等規則ガイドライン8の14及び8の14-1-1の取扱いは、規則第212条に規定するストック・オプション若しくは自社株式オプションの付与又は自社の株式の交付に関する注記について準用する。 [加える。]

213 財務諸表等規則ガイドライン8の15から8の15-7までの取扱いは、規則第213条に規定するストック・オプションに関する注記について準用する。 [加える。]

214 規則第214条から第216条まで、第219条、第220条及び第222条に規定する注記とは、「企業結合に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語は、「企業結合に関する会計基準」に定める企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語をいうものとする。 [加える。]

また、財務諸表等規則ガイドライン8の17-1-1から8の17-4までの取扱いは、規則第214条に規定する取得による企業結合が行われた場合の注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の17-3中「税引前当期純損益」とあるのは「税金等調整前中間純損益」と、「当期純損益」とあるのは「中間純損益」と読み替えるものとする。

<p><u>215</u> 財務諸表等規則ガイドライン8の20-1-1の取扱いは、規則第215条において準用する規則第15条の14第1項第1号に掲げる「取引の概要」に係る注記について準用する。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>216</u> 財務諸表等規則ガイドライン8の22-1-1の取扱いは、規則第216条に規定する共同支配企業の形成の注記について準用する。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>217</u> 規則第217条、第218条及び第221条に規定する注記とは、「事業分離等に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語は、「事業分離等に関する会計基準」に定める事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語をいうものとする。 また、15の16-1-1から15の16-1-4までの取扱いは、規則第217条において準用する規則第15条の16に規定する事業分離における分離元企業の注記について準用する。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>219</u> 15の18-1-1及び15の18-1-2の取扱いは、規則第219条において準用する第15条の18第1項第1号に掲げる「子会社が行った企業結合の概要」及び同項第2号に掲げる「実施した会計処理の概要」に係る注記について準用する。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>223</u> 財務諸表等規則ガイドライン236-1から236-6までの取扱いは、規則第223条に規定する継続企業的前提に関する注記について準用する。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>224</u> 財務諸表等規則ガイドライン8の28の取扱いは、規則第224条に規定する資産除去債務に関する注記について準用する。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>225</u> 財務諸表等規則ガイドライン8の30及び8の30-1-2の取扱いは、規則第225条第1項において準用する規則第15条の24に規定する賃貸等不動産に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の30の4中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、財務諸表等規則ガイドライン8の30-1-2中「当期末」とあるのは「当中間期末」と、「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>226</u> 財務諸表等規則ガイドライン8の33の取扱いは、規則第226条に規定する棚卸資産に関する注記について準用する。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>227</u> 財務諸表等規則ガイドライン8の32の取扱いは、規則第227条に規定する収益認識に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の32中「財務諸表の」とあるのは「第二種中間連結財務諸表の」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間連結財務諸表提出会社」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「翌</p>	<p>[加える。]</p>

事業年度以降」とあるのは「当中間連結会計期間の末日後」と読み替えるものとする。

227-2 規則第227条第2項に規定する重要な変動が認められない場合に該当するかどうかは、227において準用する財務諸表等規則ガイドライン8の32の1に記載する目的に照らして判断するものとする。 [加える。]

## 第二章 中間連結貸借対照表

235-1-2 23-1-2の取扱いは、規則第235条第1項第2号に規定する受取手形、売掛金及び契約資産について準用する。 [加える。]

239 財務諸表等規則ガイドライン26の2-3の取扱いは、規則第239条に規定する有形固定資産の減損損失累計額の記載について準用する。 [加える。]

250-1-1 37-1-1の取扱いは、規則第250条第1項第1号に規定する支払手形及び買掛金について準用する。 [加える。]

251-1-4 38-1-5の取扱いは、規則第251条第1項第4号の引当金について準用する。 [加える。]

262 財務諸表等規則ガイドライン280の取扱いは、規則第262条に規定する1株当たり純資産額の注記について準用する。 [加える。]

266 規則第266条の規定は、規則第264条の規定による記載をしない場合にも適用があることに留意する。 [加える。]

## 第三章 中間連結損益計算書

269 財務諸表等規則ガイドライン72-1の取扱いは、規則第269条に規定する売上高の表示方法について準用する。 [加える。]

272 55の取扱いは、規則第272条に規定する販売費及び一般管理費の表示方法について準用する。 [加える。]

277 62の取扱いは、規則第277条及び第278条に規定する特別利益の表示方法及び特別損失の表示方法について準用する。 [加える。]

279 財務諸表等規則ガイドライン95の3の2の取扱いは、規則第279条に規定する減損損失に関する注記について準用する。 [加える。]

283 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2及び95の5の3の取扱いは、規則第283条に規定する1株当たり中間純損益金額に関する注記及び第284条に規 [加える。]

定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額に関する注記について準用する。

289 規則第289条の規定は、規則第288条の規定による記載をしない場合にも適用があることに留意する。

#### 第四章 中間連結包括利益計算書

291 規則第291条に規定する中間連結損益及び包括利益計算書については、様式3により作成するものとする。

#### 第五章 中間連結株主資本等変動計算書

305 79-1及び79-1-2の取扱いは、規則第305条の新株予約権に関する注記について準用する。

### 第五編 企業会計の基準の特例

#### 第一章 指定国際会計基準

312-1 規則第312条に規定する公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを定める場合は、次に掲げる手続によるものとする。  
〔(1)・(2) 略〕

312-2 指定国際会計基準の適用に当たっては次の点に留意するものとする。  
〔(1)・(2) 略〕

313-1 中間連結財務諸表を国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。

313-2 中間連結財務諸表を指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。

#### 第二章 修正国際基準

314 規則第314条に規定する公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを定める場合は、次に掲げる手続によるものとする。  
〔(1)・(2) 略〕

315 中間連結財務諸表を修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する

[加える。]

[加える。]

[加える。]

### 第七章 企業会計の基準の特例

93-1 規則第93条に規定する公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを定める場合は、次に掲げる手続によるものとする。  
〔(1)・(2) 同左〕

93-2 [同左]  
〔(1)・(2) 同左〕

[加える。]

[加える。]

94 規則第94条に規定する公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを定める場合は、次に掲げる手続によるものとする。  
〔(1)・(2) 同左〕

[加える。]

。

## 第六編 雑則

319-3 連結財務諸表提出会社が、規則第316条の規定に基づき、米国式連結財務諸表を法の規定により提出する場合において、賃貸等不動産の総額に重要性があるときは、規則第15条の24に掲げる事項に相当する事項を注記するものとする。なお、この規則の第1編及び第2編の規定による連結財務諸表と米国式連結財務諸表との主要な相違点として記載することができるものとする。

### 附 則

1 319-3の取扱いは、連結財務諸表提出会社が、平成14年内閣府令第11号附則第3項の規定に基づき、米国式連結財務諸表を法の規定により提出する場合について準用する。

## 第八章 雑則

98-3 連結財務諸表提出会社が、規則第95条の規定に基づき、米国式連結財務諸表を法の規定により提出する場合において、賃貸等不動産の総額に重要性があるときは、規則第15条の24に掲げる事項に相当する事項を注記するものとする。なお、この規則の第1章から第6章までの規定による連結財務諸表と米国式連結財務諸表との主要な相違点として記載することができるものとする。

### 附 則

1 98-3の取扱いは、連結財務諸表提出会社が、平成14年内閣府令第11号附則第3項の規定に基づき、米国式連結財務諸表を法の規定により提出する場合について準用する。

(様式1)

連結損益及び包括利益計算書に関する様式

【連結損益及び包括利益計算書】

[略]

(様式2)

中間連結損益及び包括利益計算書に関する様式

【中間連結損益及び包括利益計算書】

(単位： 円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	(自	年月日	(自	年月日
	至	年月日)	至	年月日)
売上高		×××		×××
売上原価		×××		×××
売上総利益 (又は売上総損失)		×××		×××
販売費及び一般管理費				
.....		×××		×××
.....		×××		×××
.....		×××		×××
販売費及び一般管理費合計		×××		×××
営業利益 (又は営業損失)		×××		×××
営業外収益				
.....		×××		×××
.....		×××		×××
営業外収益合計		×××		×××
営業外費用				
.....		×××		×××
.....		×××		×××
営業外費用合計		×××		×××
経常利益 (又は経常損失)		×××		×××
特別利益				
.....		×××		×××
.....		×××		×××
特別利益合計		×××		×××
特別損失				
.....		×××		×××
.....		×××		×××

(別紙)

連結損益及び包括利益計算書に関する様式

【連結損益及び包括利益計算書】

[同左]

[様式を加える。]

特別損失合計	×××	×××
税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××
中間純利益（又は中間純損失）	×××	×××
（内訳）		
親会社株主に帰属する中間純利益（又は親会社株主に帰属する中間純損失）	×××	×××
非支配株主に帰属する中間純利益（又は非支配株主に帰属する中間純損失）	×××	×××
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
退職給付に係る調整額	×××	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××
.....	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××
中間包括利益	×××	×××
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	×××	×××
非支配株主に係る中間包括利益	×××	×××

（記載上の注意）

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

（様式3）

中間連結損益及び包括利益計算書に関する様式

【中間連結損益及び包括利益計算書】

（単位： 円）

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	（自	年月日	（自	年月日
	至	年月日）	至	年月日）
売上高	×××		×××	
売上原価	×××		×××	
売上総利益（又は売上総損失）	×××		×××	

[様式を加える。]

販売費及び一般管理費		
.....	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
販売費及び一般管理費合計	×××	×××
営業利益（又は営業損失）	×××	×××
営業外収益		
受取利息	×××	×××
受取配当金	×××	×××
有価証券売却益	×××	×××
持分法による投資利益	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	×××
有価証券売却損	×××	×××
持分法による投資損失	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××
経常利益（又は経常損失）	×××	×××
特別利益		
固定資産売却益	×××	×××
負ののれん発生益	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
特別利益合計	×××	×××
特別損失		
固定資産売却損	×××	×××
減損損失	×××	×××
災害による損失	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
特別損失合計	×××	×××
税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）	×××	×××



法人税、住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××
中間純利益（又は中間純損失）	×××	×××
（内訳）		
親会社株主に帰属する中間純利益（又は親会社株主に帰属する中間純損失）	×××	×××
非支配株主に帰属する中間純利益（又は非支配株主に帰属する中間純損失）	×××	×××
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
退職給付に係る調整額	×××	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××
.....	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××
中間包括利益	×××	×××
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	×××	×××
非支配株主に係る中間包括利益	×××	×××

（記載上の注意）

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。